

2（7） 公判審理の傍聴

捜査・公判における手続の非対面・遠隔化
(2(7) 公判審理の傍聴)

方策の導入

公判審理をオンラインにより傍聴することができるものとするか。

【検討課題】

- 1 必要性
- 2 許容性
- 3 必要となる法的措置
- 4 弊害が生じない方策の在り方
 - 弊害の内容
 - 弊害が生じない方策の在り方
- 5 その他

【関連条文】

○ 日本国憲法（昭和 2 1 年憲法）

第八十二条 裁判の対審及び判決は，公開法廷で行ふ。

2 裁判所が，裁判官の全員一致で，公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には，対審は，公開しないでこれを行ふことができる。但し，政治犯罪，出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は，常にこれを公開しなければならない。

○ 刑事訴訟規則（昭和 2 3 年最高裁判所規則第 3 2 号）

第二百十五条 公判廷における写真の撮影，録音又は放送は，裁判所の許可を得なければ，これを行うことができない。但し，特別の定のある場合は，この限りでない。